

## 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市における太陽光発電設備の適正な設置及び管理について事業者及び市の責務を明らかにするとともに、太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の維持、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全その他の地域環境との調和を図り、もって豊かな田園都市の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の設置（当該設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。）を行う事業のうち、本市の区域内に定格出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備の設置を行うものをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面に設置を行う事業を除く。
- (3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を自ら行う者又は発注する者をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地をいう。
- (5) 隣接住民等 事業区域の境界から50メートル以内の区域において居住し、土地若しくは家屋を所有し、又は農林水産業を営む者、生活環境等の保全上の利害関係を有する者及び事業区域に係る自治会の代表者をいう。

### (太陽光発電設備に関する紛争との関係)

第3条 この条例の規定は、太陽光発電設備に関する紛争について、当該紛争の当事者間において解決を図ることを妨げない。

### (事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、市の施策に協力するとともに、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止、良好な景観の維持、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全その他の地域環境との調和を図るために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、隣接住民等に事業の実施について理解を求め、地域との調和を保つよう努めなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電設備設置事業を廃止したときは、速やかに原状回復の措置を講ずるよう努めなければならない。

### (市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用について

必要な措置を講ずるものとする。

(適用範囲)

第6条 太陽光発電設備の設置を行おうとしている土地、現に行っている土地又は既に行った土地が近接して、これらの土地が一連の区域を構成することとなる場合において、それぞれの土地に係る事業の事業者の代表者又は役員が同一又は親族である等それぞれの事業に関係があると認められるときは、それらの事業を一の事業とみなして、この条例の規定を適用する。

(抑制区域)

第7条 市長は、次に掲げる区域を、市民の生命及び財産の保護、景観の維持並びに自然環境及び生活環境の保全のために太陽光発電設備設置事業を抑制すべき区域（以下「抑制区域」という。）として指定し、事業者に対し抑制区域を事業区域に含めないよう求めるものとする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項本文の規定により指定された保安林
- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地
- (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物、同条第2項の規定により指定された特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物又は塩尻市文化財保護条例（平成17年塩尻市条例第36号）第34条第1項の規定により指定された塩尻市指定史跡、塩尻市指定名勝若しくは塩尻市指定天然記念物の存する区域
- (8) 文化財保護法第143条第1項又は第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区及び同法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区
- (9) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定により指定された国定公園
- (10) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

第29条第1項の規定により指定された特別保護地区

(11) その他前各号に準ずるものとして規則で定める区域

(事前協議)

第8条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、当該太陽光発電設備設置事業に着手する日の90日前までに、規則で定めるところにより、当該太陽光発電設備設置事業に係る事業計画について市長と協議しなければならない。

2 事業者は、事業の計画に当たっては、次に掲げる事項について配慮し、又は調整等を行わなければならない。

(1) 関係法令を遵守すること。

(2) 抑制区域を事業区域に含めないこと。

(3) 環境省、資源エネルギー庁、長野県等が策定するガイドライン等に従って適切に太陽光発電設備設置事業を行うこと。

(4) 雨水等による土砂流出等が発生しないよう適切な対策を講ずること。

(5) 雑草等が繁茂しないよう事業区域内を適切に管理すること。

(6) 木竹を伐採する場合は、自然環境に配慮し必要最小限にとどめること。

(7) 設置場所の気象条件等を勘案した設計とすること。

(8) 景観に配慮すること。

(9) 生活環境に配慮すること。

(10) 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。

(11) 太陽光発電設備設置事業を廃止したときは、速やかに太陽光発電設備を撤去すること。

3 市長は、第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）の申出があった場合は、関係機関と協議し、審査を行うものとする。

4 市長は、前項の規定による審査が終了したときは、事業者にその旨を通知するものとする。

5 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による通知に太陽光発電設備設置事業に係る意見を付するものとする。

6 事業者は、事前協議の内容を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

7 事業者は、事前協議の中止又は取下げをしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(隣接住民等への説明)

第9条 事業者は、太陽光発電設備設置事業に着手する日の60日前までに、隣接住民等に対して次に掲げる事項に関する説明会を開催しなければならない。

- (1) 事業計画の内容
- (2) 防災、雨水処理並びに自然環境、生活環境及び景観の保全に関する事項
- (3) 工事に伴う騒音、振動及び雨水への対策に関する事項
- (4) 太陽光発電設備の保守及び維持管理に関する事項
- (5) 災害その他の非常事態への対応に関する事項
- (6) 前条第5項の意見への対応
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する説明会を開催することが困難であると市長が認めるときは、事業者は、当該説明会を開催しないことができる。この場合において、事業者は、規則で定める方法により、隣接住民等に同項各号に掲げる事項を説明しなければならない。

3 事業者は、前2項の規定による説明に当たっては、隣接住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

4 事業者は、隣接住民等に対して第1項又は第2項の規定による説明をしたときは、規則で定めるところにより、その内容を市長に報告しなければならない。

(隣接住民等と事業者で締結する協定)

第10条 隣接住民等は、前条の規定による説明を受けた場合において、事業者に対し、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 事業者は、前項の求めがあったときは、協定を締結しなければならない。ただし、当該求めに正当な理由がないと認められるときは、この限りでない。

(市長と事業者で締結する協定)

第11条 事業者は、前3条に規定する手続その他太陽光発電設備設置事業の実施に関し必要な手続を終了したときは、市長と、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定を締結しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとするときは、譲渡又は貸付けをする者に対し、前項の協定の効力を承継させなければならない。

(着手の届出)

第12条 事業者は、前条の協定を締結した場合において、太陽光発電設備設置事業に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、当該太陽光発電設備設置事業に着手する日の30日前までに、当該太陽光発電設備設置事業の事業計画書、第9条第4項の規定による報告に係る書類その他の規則で定める書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。

(変更等の届出)

第13条 事業者は、前条の規定による届出に係る太陽光発電設備設置事業の内容を変更

(規則で定める軽微な変更を除く。)し、中止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、太陽光発電設備の定格出力の増加を伴う変更については、第8条から前条までの規定を準用する。

(完了報告)

第14条 事業者は、第12条の規定による届出に係る太陽光発電設備設置事業が完了したときは、当該太陽光発電設備設置事業が完了した日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(報告及び調査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第16条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第17条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第8条第1項(第13条の規定により準用する場合を含む。)の規定による事前協議をせず、又は虚偽の事前協議をしたとき。

(2) 第9条の規定による説明をしないとき。

(3) 正当な理由がなく第10条第2項の規定による協定の締結をしないとき。

(4) 第11条第1項の規定による協定の締結をしないとき。

(5) 第12条の規定による届出をしないとき。

(6) 第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による事業区域への立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 前条の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わないとき。

2 事業者は、前項に規定する勧告を受けた場合は、当該勧告に基づき講じた措置の内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

(公表)

第18条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表される事業者に対し、あらかじめ、規則で定めるところにより、その理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(国又は県への報告)

第19条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表に係る内容を国又は県に報告することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に第8条第1項（第13条の規定により準用する場合を含む。）の規定により事前協議を行うべき事由が生じた場合における太陽光発電設備設置事業について適用する。